8　（略）

9　（略）

食品（６の⑴の表の第２欄及び７の⑴の表の第２欄に掲げる食品を除く。）に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第１欄	第２欄	第３欄
（略）		
（削る）		
（略）		

10～12　（略）

8　（略）

9　（略）

食品（６の⑴の表の第２欄及び７の⑴の表の第２欄に掲げる食品を除く。）に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第１欄	第２欄	第３欄
（略）		
グリホサート	綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油，綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）	0.05ppm
	綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油，綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）	0.05ppm
（略）		

10～12　（略）

○厚生労働省告示第三百六十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月二十五日

厚生労働大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
医薬品各条	医薬品各条
（略）	（略）
組換え沈降Ｂ型肝炎ワクチン（酵母由来）	組換え沈降Ｂ型肝炎ワクチン（酵母由来）
１～２．２．１　（略）	１～２．２．１　（略）
２．２．２　精製及びアルミニウム塩吸着 酵母浮遊液から適当な方法でHBs抗原を抽出精製する。 精製HBs抗原を含む液を精製バルクとする。 精製バルクにアルミニウム塩を加えHBs抗原を吸着させたものをアルミ吸着バルクとする。 精製バルク又はアルミ吸着バルクを原液とし、原液について、３．２の試験を行う。	２．２．２　精製 酵母浮遊液から適当な方法でHBs抗原を抽出精製する。 精製HBs抗原を含む液を原液とする。 原液について、３．２の試験を行う。
２．３　最終バルク アルミ吸着バルクを、必要に応じて緩衝性の生理食塩液等を用いて懸濁希釈し、最終バルクとする。適当な保存剤を用いることができる。	２．３　最終バルク 原液にアルミニウム塩を加えてHBs抗原を吸着させ、緩衝性の生理食塩液等を用いて懸濁希釈し、最終バルクとする。適当な保存剤を用いることができる。
３～３．２．１　（略）	３～３．２．１　（略）
３．２．２　HBs抗原ポリペプチド試験 以下のいずれかの方法で試験するとき、適合しなければならない。	３．２．２　HBs抗原ポリペプチド試験 以下のいずれかの方法で試験するとき、適合しなければならない。
１）　（略）	１）　（略）